



平成23年12月13日

志木市長 長沼 明 様

志木市特別職報酬等審議会

会長 清水 良 介



市長及び副市長の給料等について（答申）

本審議会は、平成23年12月9日付け志人第62号により、市長から諮問を受けた「市長及び副市長の給料等」について、課せられた重責を踏まえ慎重に審議した。

審議にあたっては、県内各市の状況や近隣市の改定動向等の関係資料を参考にするとともに、志木市職員の給与改定状況も勘案し、公平中立な立場を堅持のうえ、率直な意見交換を行った。

その結果、以下の結論に至ったことを答申する。

1 市長及び副市長の給料等について

市長及び副市長の給料月額については、本年3月11日に発生した東日本大震災という未曾有の国難からの復旧・復興のための財源確保の一環として、公務員人件費の見直しが議論されていることを深く受け止めるとともに、一般職員が人事院勧告に準拠した給与改定により減額となったことを勘案し、市長は30,000円の減額とし、副市長は同率程度を減額することが適当である。

2 期末手当の支給率（月数）について

期末手当の支給率（月数）は、県内各市の状況や、一般職員の改定がないことを考慮し、現行の支給率（月数）は適当であると判断する。

3 給料月額の改定時期について

一般職員の給与改定に関する条例施行日が平成23年12月1日であることに鑑み、改定時期は平成24年1月1日とするなど、速やかな改定が望ましい。

4 教育長及び病院事業管理者に関する参考意見

給料月額、期末手当の支給率（月数）については、市長及び副市長に準じて、適正な措置を講ずるべきである。

なお、各委員から審議の中で、次のような意見があった。

- (1) 人口規模が同程度の自治体比較では、志木市の給料月額は低いので上げてよいと思うが、一般職員が下がっていることを考慮すべきである。
- (2) 人口規模で給料を対比するのではなく、市税収入も加味して適正を判断すべきである。
- (3) 企業は管理職と従業員が相違してもよいが、公務員は職員が人事院勧告に準拠して下がるのならば特別職も下げるといのように比例することを基準とすべきである。